

退職後は被保険者資格を失い無保険となります。各状況に応じた健康保険にご加入ください。

各保険制度の詳細および手続きは、『**日本生命健康保険組合オフィシャルHP**』をご覧ください。

※日本生命健康保険組合オフィシャルHP>こんなとき>ライフシーン編>退職したとき（手続き／解説）



「任意継続」の場合（※退職から20日以内の申請が必要です。）

【NEW】 Web申請

紙による申請

**申請
(本人)**

日本生命健康保険組合
オフィシャルHPよりWeb申請
※メールアドレスが必要です

受付メール受信
(入力した翌営業日発信)

翌営業日配信メールの
到着後「承認」入力

なし

あり

【不備対応連絡先】
支社所属の方 → 社会保険担当者経由本人
本店・本部所属の方 → 本人
上記以外 → 本人

あり

なし

健保組合
受付

社保担
当対応

書類不備
書類不足

健保組合
処理

資格取得処理・被扶養者認定処理

資格取得日以降（退職日の翌日が取得日となります）

健保組合にて「納付書」を作成の上、登録先住所に送付

※「資格確認書」がある方は別途発送いたします。

保険料は「納付期日」を経過すると資格喪失となりますので
納付期限までに納付ください。

「特例退職」の場合

【NEW】 Web申請

紙による申請

日本生命健康保険組合
オフィシャルHPよりWeb申請
※メールアドレスが必要です

日本生命健康保険組合
オフィシャルHPより申請書類を
出力、記入の上、送付

受付メール受信
(入力した翌営業日発信)
※必要添付書類は別途送付要

**必要書類送付先
健保組合**
※在勤者は所属経由での提出可

なし

あり

あり

なし

【不備対応連絡先】
支社所属の方 → 社会保険担当者経由本人
本店・本部所属の方 → 本人
上記以外 → 本人

(不備解決後)

資格取得処理・被扶養者認定処理

資格取得日以降（退職日の翌日が取得日となります）

健保組合にて「納付書」を作成の上、登録先住所に送付

※「資格確認書」がある方は「保険料納付」確認後の発送となります。

保険料は「納付期日」を経過すると資格喪失となりますので
納付期限までに納付ください。

①『資格取得届の資格取得日』と『健康保険組合到着タイミング』別に送付する納付書に関する一覧表(※)必要書類が揃った上で不備なし、または不備があった場合は不備が解決している必要があります。

資格取得日	「資格取得届」健保到着日	払方	送付する納付書
R8/3/25	3/19着まで(※)	月 払	R8/3月～R9/3月分
		半年 払	R8/3月分、R8/4月～R8/9月分(前納) R8/10月～R9/3月分(前納)
		年 払	R8/3月分、R8/4月～R9/3月分(前納)
	3/23以降	月 扒	R8/3月～R9/3月分
		半年 扒	R8/3月～R8/9月分(月払) R8/10月～R9/3月分(前納)
		年 扒	R8/3月～R9/3月分(月払) (R9/4月分から前納年払開始となります)
	4/15着まで(※)	月 扒	R8/4月～R9/3月分
		半年 扒	R8/4月分、R8/5月～R8/9月分(前納) R8/10月～R9/3月分(前納)
		年 扒	R8/4月分、R8/5月～R9/3月分(前納)
R8/4/1	4/16以降	月 扒	R8/4月～R9/3月分
		半年 扒	R8/4月～R8/9月分(月払) R8/10月～R9/3月分(前納)
		年 扒	R8/4月～R9/3月分(月払) (R9/4月分から前納年払開始となります)

資格取得日	「資格取得届」健保到着日	払方	送付する納付書	引去開始(引去日)
R8/3/25	3/19着まで(※)	月 扒	※「月払」制度はありません。	
		半年 扒	R8/3月分、R8/4月～R8/9月分(前納)	R8/10月分～(R8/9/28)
		年 扒	R8/3月分、R8/4月～R9/3月分(前納)	R9/4月分 (R9/3/29)
特例退職	3/23以降	月 扒	※「月払」制度はありません。	
		半年 扒	R8/3月～R8/9月分(月払)	R8/10月分～(R8/9/28)
		年 扒	R8/3月～R9/3月分(月払)	R9/4月分～(R9/3/29)
R8/4/1	4/15着まで(※)	月 扒	※「月払」制度はありません。	
		半年 扒	R8/4月分、R8/5月～R8/9月分(前納)	R8/10月分～(R8/9/28)
		年 扒	R8/4月分、R8/5月～R9/3月分(前納)	R9/4月分 (R9/3/29)
	4/16以降	月 扒	※「月払」制度はありません。	
		半年 扒	R8/4月～R8/9月分(月払)	R8/10月分～(R8/9/28)
		年 扒	R8/4月～R9/3月分(月払)	R9/4月分～(R9/3/29)

□資格取得月の保険料は当月収納扱いとなるため、保険料の割引はございません。

前納払いの場合、資格取得月の翌月から前納扱いの保険料となり、資格取得月の月末までに翌月以降分の保険料のお支払いが必要です。

□3/25、4/1とも納付書記載の納付期限までに保険料が当組合にて着金確認ができない場合、初回保険料の場合は資格取得の取消、次回以後保険料の場合は資格喪失となるため、振込日にご注意ください。

□【注意】資格取得日3/25(退職日3/24)の場合、前納(4月以降の保険料)の納付期限は3月末です。

納付書発送は資格取得日以降に普通郵便にて発送となります。3月末までの保険料納付期限が大変タイトなスケジュールとなりますのでご注意ください。

②任意継続・特例退職資格取得後の医療機関受診について

『マイナ保険証』に『健康保険加入者情報が反映する前(注)』や『「資格確認書」受取前に医療機関を受診する』場合、**一旦**、全額自己負担で窓口にてお支払いの上、**後日**【任継・特退】療養費支給申請書(※)を出力し必要書類とともに健康保険組合に還付申請ください。(注:記号(任意継続:5100、特例退職:6100)・番号が更新される前)

※【任継・特退】療養費支給申請書:日本生命健保組合オフィシャルHP>申請書ダウンロード>分類No.51

詳細は以下に登載しています。日本生命健保組合オフィシャルHP>ライフシーン編>退職したとき

(任意継続)>任意継続被保険者になるとき>確認シート

(特例退職)>特例退職被保険者になるとき>特例退職被保険者制度加入の手引き

